主義の範疇から一歩も出て居ない、功利的な立場にのみ立つて權利を主張し、自己の本分を盡す事を良くしない、相手の不信をのみ責める事に無中して、階級対立、階級斗爭を事としてゐた傾向が多分にある

當然こ〻等の動向は不道義な、非産業、非祖國的な、日本の國情、國民性に相容れない運動に隨して仕舞つて居たのである

無論、企業の方針も左樣であつたと云ひ得る、即ち 労資の立場は外道を歩んで来たのである、此の不道徳な運動が発展したとて、眞に労働者の力だり得る事が出来ないのは當然と言はなければならない。

本大會の使命は實に日本の労働運動の道義的確立と、愛国精神の高揚、即ち日本主義労働運動の採用にあると信ずる。

今や何等の躊躇することは許さない、過去の誤りは断乎精算し、産業人としての自覺に徹し、其の使命の遂行に邁進しなければならない。

全日本の労働者諸君!!

茲に吾が東京聯合會大會は産業人として

一は祖國日本の非常時に答へ

一は日本の労働者として眞に労働者の味方たらんとするものである。

即ち祖國日本が繁榮はなくして、何で、日本の労働者の幸福あらん、との心構へである。

今こゝで日本労働組合總聯合の全員を通じて、愛國精神を堅固的労働團体の全國的結成に努力せんとするものである

斯く吾々は訴え、斯く決意する處を率直に述べ、本大會の

昭和九年十一月十一日

日本労働組合總聯合

東京聯合會規約 草案

第一章 總則

第一条 本聯合會ハ日本労働組合總聯合東京聯合会ト称シ事務所ヲ東京市内ニ置ク

第二条 本聯合會ハ日本労働組合總聯合ノ指導精神ニ則リ、宣言、綱領、其他決定ノ實徹ヲ図ルヲ以テ目的トス

第三条 本聯合会ハ東京地方ニ所在スル百名以上ノ組合ヲ以ツテ組織ス、但シ、執行委員会ノ決定ニ依リ制限以下ノ数並ニ地方ト雖モ加盟スル事ヲ得

第二章 機關

第一節 大會

第四条 大會ハ本聯合会ノ最高決議機関ニシテ執行委員之ヲ召集ス

但シ、二ヶ年毎ニ開催スルヲ原則トシ必要ニ応ジ執行委員会及幹事会ノ決議ニ依ツテ臨時大会ヲ開催スル事ヲ得

第五条 大會ハ代議員及本部役員ヲ以ツテ構成シ議長ハ会長之ヲ仕ズ、大會代議員選出方法及比率ハ執行委員会ニ於テ決定ス

第六条 大会ハ会長、副会長、主事、会計監査、幹事ヲ選出ス選出方法ハ其都度決定ス

第二節

第七条 幹事会ハ大会ヨリ次期大会迄ノ決議機関ニシテ会長之ヲ召集ス